平成２４年（フ）第１１６号
佐賀県鳥栖市村田町570番地１
債務者　黒木ミチ子
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
佐賀県小城市牛津町勝1354番地25
債務者　森　　暢子
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
佐賀県佐賀市鍋島６丁目６番12号
債務者　山田　　誠
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
佐賀県佐賀市伊勢町14番７号
債務者　尾郷　友美
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６０号
佐賀県鳥栖市今泉町2568番地
債務者　田中美津子
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５０号
大分市三川上２丁目４番11号　三川コーポ106
債務者　三宅　清治
１　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５６号
茨城県北相馬郡利根町大字横須賀639番地
債務者　笹原　　譲
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第９０号
茨城県牛久市小坂町1897番地７、前住所茨城県稲敷郡阿見町大字阿見5136番地８
債務者　熊崎　秀樹
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第９１号
茨城県牛久市小坂町1897番地７、前住所茨城県稲敷郡阿見町大字阿見5136番地８
債務者　熊崎　陽子
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第９９号
茨城県北相馬郡利根町大字布川3442番地16、前住所茨城県土浦市中村南５丁目４番10号
債務者　沼崎　浩幸
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
長野県須坂市大字日滝1499番地６　本郷団地５号、前住所長野市川中島町原161番地　南棟
債務者　大澤真由美（旧姓荒井・君塚）
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
長野市大字北長池1241番地６
債務者　小林　淳子
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
長野県松本市波田4417番地18
債務者　三沢けい子
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１３６号
長野県安曇野市豊科4492番地２　暁荘３号
債務者　川﨑　竜也
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３７０号
兵庫県尼崎市立花町３丁目23番１―301号
債務者　佐々木イサ子
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３７７号
兵庫県尼崎市食満７丁目１番８号
債務者　松田　俊夫
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係